

# 福山市介護予防検査実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（運動関連プログラム）において行う介護予防検査について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 介護予防・生活支援サービス事業（運動関連プログラム）の利用にあたって、管理すべき疾患がある者について医師の判断を求め、対象者がより安全にサービス利用ができることを目的とする。

## (実施方法)

第3条 介護予防検査は医療機関で実施する。

## (対象者)

第4条 介護予防検査の対象者は、市内に住所を有し、市が行う基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ事業対象者に認定され、介護予防・生活支援サービス事業（運動関連プログラム）の利用を希望している者のうち、重い高血圧（収縮期血圧180mmHg以上、拡張期血圧110mmHg以上）、脳卒中、心臓病、糖尿病、呼吸器疾患、骨粗鬆症、骨折等の疾病を有する者とする。

市は、前号に該当する者に「介護予防検査票」を交付する。

## (対象サービス)

第5条 介護予防検査を行う介護予防・生活支援サービス事業（運動関連プログラム）とは、訪問型短期集中予防サービス、介護予防通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービス、通所型短期集中予防サービスとする。

## (実施回数)

第6条 実施回数は、事業開始前と以後は必要に応じて2年毎とする。

## (実施機関)

第7条 実施医療機関は、市が指定する。

## (検査の内容)

第8条 市が交付する「介護予防検査票」を持参する対象者に、実施医療機関は次の検査及び判定を行うものとする。

(1) 検査項目及び検査方法は、次のアからオに挙げる事項とする。

### ア 問診

現状の症状等の聴き取りを行うこと。

### イ 身体計測

身長、体重を測定し、BMIを算定すること。

### ウ 理学的所見

四肢の大関節（首・肩・肘・手首・股・膝・足首の各関節）及び日常生活に重要な手指の関節の可動域や痛みの有無を確認すること。

その他、浮腫、貧血、ラ音、知覚障害、心雑音、不整脈等の有無を確認すること。

### エ 血圧測定

聴診法及び自動血圧計による血圧測定手技は、「循環器病予防ハンドブック（日本循環器管理研究協議会編）」を参考とすること。

## オ 循環器検査

標準 1 2 誘導心電図を記録し、「循環器病予防ハンドブック（日本循環器管理研究協議会編）」を参考とすること。

(2) 医師の判定は、前号の検査結果に基づき、次のアからウに挙げる事項とする。

ア 「対象サービス事業の利用は可能である。」

対象サービス事業を利用しても、傷病の悪化や治療に支障がない場合とする。

イ 「次の事項に留意した上で、対象サービス事業の利用は可能である。」

対象サービス事業の利用は可能だが、留意すべき事項がある場合とし、具体的な内容を別欄に記載するものとする。

ウ 「医学的な理由により、対象サービス事業の利用は不適當である。」

対象サービス事業の利用により、傷病の悪化や治療に支障を生じるおそれが予測される等の、医学的な理由により不適當な場合とする。

(自己負担金)

第 9 条 介護予防検査の自己負担金は徴収しない。

(介護予防検査の結果通知)

第 10 条 実施医療機関は、対象者に対し検査結果を説明するとともに「介護予防検査票」の「本人控え」を渡すものとする。

(費用の請求)

第 11 条 実施医療機関は、介護予防検査終了後に検査費用について、次のとおり請求するものとする。

(1) 実施医療機関は、実施月の翌月 10 日までに、請求書に「介護予防検査票」の「市控え」を添付して、所属医師会に提出するものとする。

(2) 所属医師会は、実施医療機関からの請求書と「介護予防検査票」の「市控え」をとりまとめ、医師会からの請求書を添付して 15 日までに、市に提出するものとする。

(3) 検査費用については、契約書に定める額とする。

(費用の支払い)

第 12 条 市は、前条の請求書の提出があったときは、内容を審査し適正であると認めるときは、契約書に定める額を 1 か月以内に支払うものとする。

(記録の管理等)

第 13 条 実施医療機関は、対象者の記録を 5 年間保存し、個人情報の取り扱いに十分留意しなければならない。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。